



露光量違ひにより重複撮影

世界の果までも



相馬 鶴風作詞  
原川龍人作曲

行進曲の調度にて

週報

第二八七號  
四月八日

戰時下の輸送問題

鐵道省・海務省

改正防空建築規則と

防火改修規則の施行

内務省

新らしくできた

婦人標準服

厚生省

インド洋作戦と潜水艦

大本營海軍報道部

告知板

商易保険制度の改正

白金の大助員

新洲開拓農場法

元

法王廟へ公使特派

云

新らしくできた

婦人標準服

厚生省

改正防空建築規則と

防火改修規則の施行

内務省

新らしくできた

婦人標準服

厚生省

新洲開拓農場法

元

法王廟へ公使特派

云

三月二十日(火)

▼日ノ漁業暫定協定なる

三月二十一日(水)

▼第三十九回(第32回)支那

事變生存者論功行賞の御沙汰あらせられ

らせられ 煙袋六代將 寺内壽

▼第七十九回國議會の開院式舉行

一大將、岡本寧次中將に功一級

を授揚あらせらる

新洲開拓農場法

元

法王廟へ公使特派

云

新

週報		第三月二十日(金)
四月八日	第三月二十日(木)	四月二十六日(木)
戦時下の輸送問題(鐵道省・海務院)、改正防空建築規則と 防火改修規則の施行(内務省)、新らしくできた 婦人標準服、印度洋作戦と潜水艦、大本營海軍報道部、 満洲開拓農場法、告・知・板(簡易保険制度の改正、白金の大賄賂)、 法王廳へ公使特派、英印会談開始する	▼日ソ漁業暫定協定なる ▼第三十九回蘇聯第三十三回支那事變生存者論功行賞の御沙汰ある 一大將、岡本寧次中將に功二級を授賜あらせらる △第49回(海軍第二十五回)支那事變論功行賞ならびに第三十七回(海軍第三十巴支那事變生存者論功行賞の御沙汰ある △大日本武德會の發會式學行(月二十一日(月)) △陸軍軍部隊、アンダマン島に奇襲上陸 △高等學校教育の改正大綱を文部省發表 △張謫洲國謂恩大使離京 △戰時海運管理令公布實施 △英印會談開始する	▼皇后陛下、女子學院に行啓 あらせらる △第七十九帝國議會の閉院式舉行さる △靖國神社に新合祀の英靈二万五千十七柱の氏名發表さる △英國機、病院船朝日丸を爆撃 △天皇陛下、陸軍航空士官學校卒業式に行幸あらせらる △駐佛大使に三谷隆信氏、ヴァティカン市ローマ法王廳に公使として原田健氏を特派の旨、外務省發表 △關門鐵道海底トンネル全通 △永代借地權の撤廢に關する勅令公布 △中央儲備銀行券、舊法幣との等價關係を廢止
四月九日	三月三十日(水)	三月二十一日(火)
四月十日	三月二十九日(火)	三月二十二日(水)
四月十一日	三月三十日(水)	三月二十三日(木)

## 戦時下の輸送問題

海務院 鐵道省

皇軍が戰果を擴大してゐる南方諸地域は、赤道の下、熱と光に恵まれ、豊富な資源を包藏してゐます。

即ちフィリピンは優秀な鐵鋼と麻の產地で、石炭、クローム、マンガニ、銅も相當の埋蔵量があるといはれてゐます。蘭印は、石油、ガス、錫を豊富に供給してゐるばかりでなく、石炭、鐵、ボーキサイトを始め、銅、マンガニ、アンチモニー等、多種多様の資源に富んでゐます。またマレーは世界第一の生産を誇るゴム、錫を始め、鐵、マンガニ、タンクステン、ボーキサイト等を多量に生産してゐます。これらを生産額からみますと、錫は約

十方トンで世界總生産額の六十六%、石油はビルマを加へて一千方トン、鐵鋼石は二百六、七十万トンを上りてゐますが、これらの鐵產資源はなほ未開發の所が多く、その開發は將來に期待されてゐます。このほか特殊資源として、世界總生産額の九十%のゴム、八十%のコブラ、九十八%のキナ皮、約五十五%の麻等があります。

これまで米英の支配下であつて、これによつて「持てる國」の富強を誇つてゐたこれらの資源が、わが支配下に入つたのですから、正に「持てる國」と「持たざる國」の位置は逆轉して來た。これまで米英の支配下では、これが何らかの理由で、石炭が山と積まれてゐても、工場地帯へ運ばれなくては、兵器の製造には役立たません。農村化米や木炭、が山とあつても、消費地へ運ばれなくては無價値です。

わけです。

しかしこれらの資源が單に南方の海岸やジャングルの中に轉がつてゐるだけでは、何にもなりません。その物を我が國なり、東亞共榮園内の他の地域まで輸送して、その物未來の機能を發揮せざるやうにしなければ、その資源は「繪巻描いた餅」と同様です。

これは國內の物資についても言へることで、いくら北海道の炭坑で増産をして、石炭が山と積まれてゐても、工場地帯へ運ばれなくては、兵器の製造には役立たません。農村化米や木炭、が山とあつても、消費地へ運ばれなくては無價値です。

## 船舶

つまり輸送力といふことは、戰爭經濟をやつさゆく上の根本問題であります。そこで政府では四月一日から、六月三十日まで第一次戰時輸送強化期間と定め、海陸輸送の全能力を動員し、「一定の期間、専門を割して特に指定された重要物資の輸送力を增强する」となりました。

戰時下に、物見遊山の旅行や、不急不要の物資を鐵道で送つたり、小包で送つたりすることを差控げて、いたゞかねばならぬことは勿論ですが、この期間は特に、一定の期間、區間では、一般物資や旅客の輸送が制限される場合もあります。しかし、これも戰時下の國防生産力の擴充と、生活必需物資確保のためですから、多少の不便は忍んでせひ協力していただきたいのです。

この機會に海陸の戰時輸送の問題について述べることにいたしませう。

大東亜戰争と船舶輸送の問題を述べる

は當つて、われく、

は先づ、赫々なる戰

島の陰に「海行かば水漬く屍」の詞に現

はされた海洋民族の

血を沸しながら、彈丸の下、機雷原の

中を突破して第一線の將兵に協力し、

歎々として任務を遂行してゐるわが御

用船乗組員の勞苦に感謝を捧げねばなりません。

「海行かば水漬く屍」古への武人の

講つたこの歌詞は、われくの祖先の

海を怖れず、海に馳騒む海洋民族とし

ての氣魄を遺憾なく表明したもので、

今日でもわれくの胸を高鳴らす餘韻

を持つでゐます。また元の大軍を玄海

灘に破つた四國九州の水軍も、八幡大

菩薩の大艦を押立て、扁舟遠く留州

半島から海南島まで疾風のやうに虐

した八幡船なども、わが大利民族の體

勃たる海洋精神を發露したものであつ

て、血湧き肉躍る感じがします。

四面環海のわが國は、堅國以來海洋

立國を標榜して發展して來たのです。

大東亜戰争の勃発によつてわれくは

今、海國日本の眞面目を發揮すべき秋

に際會してゐるのです。

明治初年には僅か二万五千トンに過

ぎなかつた日本商船隊が、數十年にし

て英米に依する海運國となり、今日の

この大作戦を遂行できるやうになつた

ことは、誠に欣ばしいことですが、

抗敵の殲滅と併行して經濟建設戦を展

はねばならぬ近代戦にあつて、しかも

その交通はすべて船舶によらねばなら

ぬ大東亜戰争においては、海上輸送とい

ふことはいよいよその重要性を加へて

来ました。

前に述べた通り、南方の物資を運ぶ

3

には先づ船が必要です。試みに今次の歐洲戦争勃發前の昭和十二年末に、この大東亜共榮圈内に運航してゐた船舶を調べてみると一千萬トンに上り、このほかに沿岸小廻用として小型船やジャンク等が無数にありました。わが國は平時には相當多數の外國船を傭船してゐましたが、歐洲戦争の勃發後、これが困難となつた上に、大東亜戦争の勃發によつて船腹不足の傾向はいよいよ増大したのです。

船が足りなければ雄渾な大東亜戦争の遂行に艱難を來す虞れがあり、南方の資源を述べず、長期戦の經濟戦に負けをとり、東亜民族が多年望んで來た安住の地を求めることも困難になります。海上輸送の問題さへ解決すれば戦争に、生産力擴充に、或ひは國民生活に必要な物資は容易に獲得できる質状です。

そこで政府では支那事變勃發以來、

ある程度その活動は制約されてゐましたが、先頭から燃料油を特別配給して、石炭輸送の機帆船には所要量の全量を供給し、その他の重要物資を輸送する機帆船にも漸次特配して運送能率の増進を圖つてゐます。

米國は戦時の重要物資を緊急的原料と戰略的原料とに分け、この二つを嚴格な統制の下に置いてゐますが、この戦略的原料といふのは、供給の大部分を合衆國の本土以外に依存してゐる國防上重要な原料で、そのうちゴム、錫、マンガン、マニラ麻、キニーネ、ニッケル、クローム等は殆んどその大部分を我が東亜共榮圈から仰がねばならぬ物資です。これらの敵國が必要とする物資を抑へると同時に、わが國が必要とする原料ができるだけ速かに、出来るだけ多く必要地域に運ぶことが、長期戦下の經濟戦を戦ひ抜き、最後の勝利を得る所以です。この機會に海上輸

送の重要性をよく認識していただきたくと思ひます。

海運と共に考へなければならぬのは、量も支那事變以来、急激に膨脹してゐます。事變後三年目の昭和十五年度を事變前の昭和十一年度と比べてみると、旅客の輸送人員が七割八分、貨物の輸送トン数が五割四分と増加してゐます。

勿論かうした増加は國力の増加を反映したものですから、大變喜ばしい現象であり、鐵道としても大いに歓迎すべきですが、肝腎の輸送設備が戦時下のいろいろな制約を受けて、思ふやうに増強できない現状です。

そこでやむを得ず、現有の車輛をできるだけ合理的に運用して、その使用

効率を高めた結果、客車の利用効率は、第一に海軍の建艦計画と商船の建造計画を十分に調整する措置を講じ、また揚するため、本邦船舶は原則として國家で管理し、去る四月一日から船舶運營會を設立して、一元的に運営させ、また一方、港灣荷役の増強を圖るために、主要港灣の運送業の運營機構を着替と刷新強化してゐます。

また現在ある船舶を最高度に運航すると共に、更に新らしい船舶を建造し、また修繕することは、外國船の利用等が困難な現在、最も重要な問題です。

そこで新らしく展開された大東亜戦争に對處して、遞信省では海事行政機構を強化擴充することになり、舊臘十九日に、中央に海務院、横濱、名古屋、神戸、門司、函館に海務局を開設し、この強化擴充された機構の下で焦眉の急である船腹擴充に邁進してゐます。

その具體的な方策として、政府では

4

第一に海軍の建艦計画と商船の建造計

画を十分に調整する措置を講じ、また

急速に造船能力を向上させるために、

いはゆる戰時標準船型による計畫造船

を遂行することにしました。即ち各造

船所の設備とか能力、大東亜共榮圈内

における重要物資の移動状況等を十分

に考慮して標準船型を設定して造船

し、また材料規格の統一とか構造の簡

易化等にも特に考慮を拂ふことにしま

した。

なほ船腹の擴充には鋼船の建造を圖

ることは勿論ですが、また一方では、

鋼船の代用と沿岸海上運輸の確保のた

めに、木造船の建造を奨励することも、

必要ですから、この點についても努力

中です。

また大型船舶の不足を補ふ意味から

も、機帆船の輸送力は非常に重視され

べきものです。今まで燃料の不足のた

# 道鐵

効率を高めた結果、客車の利用効率は、昭和十五年度には事變前の昭和十一年度と比べて四割九分、貨車も同様に約二割六分の向上をはかることができました。しかしこの程度の増強では到底まに合はぬので、戦時下の重要な輸送任務を果すために、誠に不本意ながら、一部の貨物の制限をしなければならなくなつたのです。

さて、これを制限するとなると、たゞ漫然と早い者勝ちでやるといふのではなく、一部の貨物の制限をしなければならないのです。

國家目的に照して輸送の順位を定め、あまり急がない旅行とか、荷物の託送はこの際遠慮していただきたいといふことになります。だいたい不要不急とのふいひ方は餘り適切な表現ではないので、誰も用のないのに旅行してゐる人はない筈です。しかし大きく國家的な見地からみれば、一應旅行の優先順位が成り立ちます。

しかし、無暗みやなに駄目だ。  
と断るよりは國鐵として誠に大人氣ない  
い處置なので、それについては國鐵も  
輸送力擴充の四ヶ月計画を立て、着々  
と實質的な輸送力の増強に努めてゐま  
す。従つて將來十分に設備が整つて、着々  
また、「どうぞお乗り下さ」と宣傳  
するやうになるかも知れませんが、

當面の問題としては、この足りない  
設備でできるだけ國家目的に即した  
輸送を完遂せねばならないのですか  
が、一部の方々には當分の間、多少の  
不便を忍んでいたりかねはなりませ  
ん。

ことに最近、太東亞戰爭の進展によ  
つて、軍隊や軍需品の輸送に相當の船腹  
が割かれていることは著しく想像でき  
ます。これらの船舶によつて輸送され  
たる物資がみな鐵道に復びかあさつ  
て來たわけです。その結果、魚がなり、  
石炭がなるといふ困った現象が出

て來たわけです。物資が實際にない  
ならばともかく、輸送力がないため  
に皆さんは迷惑をかけ、苦勞をさせる  
ことは誠に相濟まないことです。

そこでこの四月から六月へかけての、  
戰時輸送強化期間には、國有鐵道は勿  
論のこと、船舶、自動車その他あらゆる  
輸送機關が重要物資の輸送に積極的に  
乗り出すことにならなければ、魚屋や  
八百屋の店頭に山のやうに品物を送り  
届けて、もう見ただけで満足感をもつ  
ぐらの成果を挙げたいと意氣込んで  
ゐます。

しかし、これだけの輸送力を動員する  
ためには、勢ひ一般の輸送力は低下す  
ることになり、そのため、一部の旅行  
者に不便感がけ、品物の輸送を躊躇ね  
ばなくなることと思ひます。ある場合  
には旅客列車の取消をやつたり、一部  
荷物の託送を停止するといふやうなこ  
とになるかも知れません。

假りに七千万人のうち十人ほん人が  
一年間に二回だけでも旅行を控へてい  
たゞくと七百万人、これを三百五十人  
の輸送能力のある列車に換算します  
と三万本の列車になります。

その代りに米を送るとすると、一列  
車はだらけ走つてゐるんだ」とや考へ  
になる方があるかも知れませんが、そ  
れは決して馬鹿にならないものです。

出来るだけ不自由はかけない積りで  
すが、さうなるのもならないのも結局  
は皆さんが自分の運動に十分の理解を持  
ち「魚のためだ、石炭のためだ、戰争  
のためだ、御協力の程度によつて決る  
と思います。

即ち「人が旅行を止めなくなつて、汽  
車はだらけ走つてゐるんだ」とや考へ  
になる方があるかも知れませんが、そ  
れは決して馬鹿にならないものです。

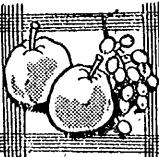
戰時 下鐵道 利用の心得	
(1) 旅費關係	は簡素で、行動に便利 なものとすること。
(2) 貨物關係	大量貨物は毎日平均 して計量的で荷卸し
(3) 列車内では、車掌の 協力をすること	ひ合ひをせぬこと。
(4) 列車の番號に附いて、 は秩序を守り、傷病軍 人、老幼患者等を努める こと	日別、月別の出荷波動 みでおくこと。
(5) 列車内では、車掌の 通告があつた際、協力 して運送を急ぐ必要を 感じた場合は、必ず荷 物を手渡すことを	出来るだけ早く驛へ連 絡をとつておくこと。
(6) 長途の旅行をする場 合は、なるべく必要な 備當や水筒を用意する こと	大の容量まで貨物を満 載する。
(7) 見送り、出迎へは なるべく駅前でます	使用すること。
(8) 列車内では、荷役を する。	五、貨物の積卸引取時間 を極力短縮すること。
(9) 出貨の際は、豫め 荷役とよく連絡をとる こと	六、日曜、休祭日や雨天 でも荷役をなし、また 荷役をすること。
(10) 出貨を差控 すこと	七、夜間及び早朝と雖も 荷役をすること。
(11) 荷造を完全にして、荷 札を整備すること。	九、出貨の際は、豫め 荷役とよく連絡をとる こと。

### 七、旅行に出る時の服装

五、列車内では防諜に留  
意すること。

六、長途の旅行をする場  
合は、なるべく必要な  
備當や水筒を用意する  
こと。

七、旅行に出る時の服装



## 防空建築規則の改正と 防火改修規則の実施

内務省

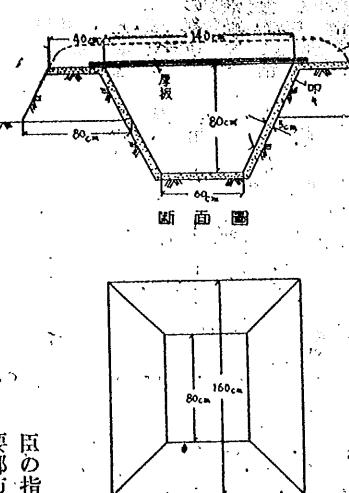
四月一日から改正防空建築規則が施行され、重要都市の新築家屋はいろいろ防空的設備をしなければならなくなりました。また、防火改修規則も施行され、現在ある建物も防火的に改修してゆくことになりました。

### 防空建築規則の改正

わが國の都市はいはゆる木と紙から出来た家屋が軒を接し、世界のいづれの都市にも殆んど例をみない防空上の缺陷を持つてゐます。これを空襲から護るには、人の訓練と消防施設の整備と共に、根本的な対策としては、建物自體の構造を豫じめ防空的に造つて置くことが是非とも必要です。

これがため昭和十四年四月市街地建  
築物法の規定に基づき内務省令たる防空建築規則を施行して、全國重要都市における建築物の新築に對しては、一定の防空施設の設置や構造の規格、制限を命じました。この規則の内容を説明しますと

#### （一）木造建物で相當接近して建築される場合は、その建物の外壁、軒、庇等の外周りを防火



#### ◆規則適用区域の擴大

第一は本規則適用区域の擴大です。従來の規定によると、本令適用の区域は内務大臣の指定する区域であつて、それは重

要都市とその隣接町村だけでしたが、重要工場或ひは石油タンク等の建設されること

三、その他必要な建物の偽装、石油タンクの防護等の規定を設けて内務大臣の指定する重要な都市の防衛の一端を義務づけています。

かかるに、本規則を施行すること三年、幾多の火災を経験すると共に

この度は、これ等の区域には限られず、また

市街地建築物法適用区域には必要で

すから、これ等に關する一部の規定を

同法施行区域にまで擴大したのであ

ります。

第二の點は木造建物の防火構造に關する規定を強化したことです。

従来は幅員四メートル以上の道路に面してゐる部分は、防火構造にする必

要はなかつたのですが、實驗の結果、この程度では必ずしも安全でないこと

が分りましたので、道路からの關係も

隣地境界線からの關係と同様、五ひに

構造にすること

（二）窓出入口には防火戸等を設け

且つその周囲の部分を防火構造にすること

（三）屋根がトタン葺の場合にはその野地を不燃材料か、耐火木材を以て

防火的にすること

を命じてゐます。また

（四）大規模鉄筋コンクリート造の建物においては、屋根を耐震構造としてこれ

を防護すると共に、大きな規模の建物や学校、病院、工場等においては人命

を救出するため、火災時に即座に避難

するための構造を設けること

を強化すること

を規定しています。

（五）特種の建築物の偽装

（六）特殊の建築物の偽装

（七）特殊の建築物の偽装

（八）特殊の建築物の偽装

（九）特殊の建築物の偽装

（十）特殊の建築物の偽装

（十一）特殊の建築物の偽装

（十二）特殊の建築物の偽装

（十三）特殊の建築物の偽装

（十四）特殊の建築物の偽装

（十五）特殊の建築物の偽装

（十六）特殊の建築物の偽装

（十七）特殊の建築物の偽装

（十八）特殊の建築物の偽装

（十九）特殊の建築物の偽装

（二十）特殊の建築物の偽装

（二十一）特殊の建築物の偽装

（二十二）特殊の建築物の偽装

（二十三）特殊の建築物の偽装

（二十四）特殊の建築物の偽装

六メートル(未満)の部分に在つては  
十メートル(未満)の間隔の場合には防  
火構造にすることを要することにしま  
した。

外壁、軒、庇等に用ひる材料につい

ては、耐火木材の使用をやゝ制限したほ  
と新らしく「マクネシアメント板」

「木毛セメント板」等の新材料の規格を  
定めてその使用を認めたのです。

木造建築物でもその規模の大きいもの  
は、飛火によつて類焼の危険が多く、  
且つその建物自體が燃え上つた場合  
には周囲に對して非常に脅威を與へる  
ものですから、一般の木造建築物の防火  
構造よりこれに強化して床面積六  
百平方メートル、軒高五メートル以上  
の建物は、その外周りを防火構造によ  
るよほど、屋内をも緩燃性の構造とす  
るよう規定したのです。

そなほか瓦葺の場合の土居塗、門、  
塀等の類に對する構造制限、隣地に面  
しては、耐火木材の使用をやゝ制限したほ  
と新らしく「マクネシアメント板」

「木毛セメント板」等の新材料の規格を  
定めてその使用を認めたのです。

木造建築物でもその規模の大きいもの  
は、飛火によつて類焼の危険が多く、  
且つその建物自體が燃え上つた場合  
には周囲に對して非常に脅威を與へる  
ものですから、一般の木造建築物の防火  
構造よりこれに強化して床面積六  
百平方メートル、軒高五メートル以上  
の建物は、その外周りを防火構造によ  
るよほど、屋内をも緩燃性の構造とす  
るよう規定したのです。

そなほか瓦葺の場合の土居塗、門、  
塀等の類に對する構造制限、隣地に面  
しては、耐火木材の使用をやゝ制限したほ  
と新らしく「マクネシアメント板」

「木毛セメント板」等の新材料の規格を  
定めてその使用を認めたのです。

木造建築物でもその規模の大きいもの  
は、飛火によつて類焼の危険が多く、  
且つその建物自體が燃え上つた場合  
には周囲に對して非常に脅威を與へる  
ものですから、一般の木造建築物の防火  
構造よりこれに強化して床面積六  
百平方メートル、軒高五メートル以上  
の建物は、その外周りを防火構造によ  
るよほど、屋内をも緩燃性の構造とす  
るよう規定したのです。

そなほか瓦葺の場合の土居塗、門、  
塀等の類に對する構造制限、隣地に面

した窓の設置に對する制限、  
等、建物各般の構造や施設  
についても細心の注意を拂  
ひ萬全を期することとした  
のです。

#### ◆地窖の設備

第三に今回新たに規定さ  
れたのは木造建築物における  
防火庫の用に供し得る地窖  
の設置です。

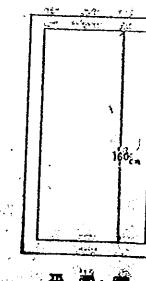
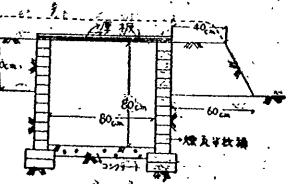
火災に際して、各自が家財を持出す  
やうなことは、交通を阻害し火災の延  
焼擴大の原因となり、また各自が應急  
防火に當るといふ原則にも反します。

で、空襲火災時に際して自分の財産に  
執着せず、防護活動が出來るやう、  
それぞの家において貴重品や最小限  
度の生活必需品等を安全に收納し得る  
容量一立方メートル以上の簡易な地窖  
を設けさせるといふ趣旨です。(前頁)

を設けさせるといふ趣旨です。(前頁)

を設けさせるといふ趣旨です。(前頁)

を設けさせるといふ趣旨です。(前頁)



#### ◆煙火管制設備

第四に煙火管制に關する設備であ  
ります。

重要工場、事業場等において建築後に  
煙火管制の設備をするときは、莫大な  
経費を要してもなほ不完全な障壁に終  
焉がしばりありますので、新設の

場合には必要に應じてその設備を命じ  
得るやうにしました。なほ一般家屋で  
も新築に當つては一室ぐらむば完全な

て全國重要都市の福澤部にそれへ實  
施して來たのですが、昨年防空法改正

の結果、地方長官は一定の區域内の水  
道建築物の所有者に對し、期限を附し  
て建築物の防火改修を命じ得ることと

なり、又その命令通り工事が完了しな  
いとき、又は先づの見込がないと認めら  
れるとき、或ひは建築物の所有者が申

出のあつたときは、地方長官は市町村  
長に建築物の所有者に代つて防火改修  
をさせ得ることになつたのです。

これ等の防火改修工事の施行に要  
する費用は、建築物所有者の負擔です  
が、一般木造建築に在つては一定の標

額を防火的に改修するところが目下の急  
務です。

とのやうな必要から既設木造建築物に  
對する防火改修工事の施行は昭和十四  
年以降、法規的な根據こそなけれ、勧  
めます。まだ大規模木造建築(床面積六  
百平方メートル、軒高五メートル)を超える

### 防火改修規則の實施

以上述べた所は新築の場合に適用さ  
れる規定です。從つて今後建てる  
木造建築物はこれによつてすべて防火的  
な構造となります。従来からある燃  
え易い建物を同時に防火的に改修しな  
ければ未だ完璧とはいへません。即ち、  
現在の都市はこれも既存の木造建築物で

坪當り三十圓に對し、公有建物の場合はその三分の一以内を國庫から補助し、私有建物では市町村が二分の一以内を補助し、國庫はこの市町村の補助金の二分の一を負擔します。私有建物であつても公共的性質のもの（例へば學校、病院等）では市町村は三分の二以内を補助し、國庫はこの市町村の補助の二分の一以内を負擔します。

これら防空法の規定に基づいて防

火改修の範囲、程度、方法その他必要な事項を規定したものが防火改修規則で、去る三月二十七日公布され、四月一日から實施されました。

この防火改修規則の主な内容について説明します。

地方長官は、前記の防空建築規制の

各部が適用される市町村の概要な部分に防火改修実施区域を指定し、その区域内の木造建物に對して各年度計画に

場合は個々に行つても差支へありませんが、街郭を構成してゐる一般木造建築物では、一軒毎に別々に行ふよりも近隣同時に共同して行ふ方が設計を合理化して少い費用で一層防火的に完全な工事ができるので、原則として一街郭毎に一群として施行することになります。この場合は、從来通り組合を結成して工事を施行するのが便利と思はれます。

なほ防火改修をなすに必要な手續等細かい事項については各道府県で防火改修規則施行細則が定められる豫定です。

防火改修は現下の情勢に鑑み一日も

婦人標準服

鳳樓集

とほいへない程度です。また一方、衣料學的な方面からみましても、保健上等の活動率上、或ひは經濟上等からも、従ふる點が少くない實狀です。

**婦人服改善の必要**

國民の衣服は、今まで久しい間、指示  
行はれた例がなく、全く各自の自由に作  
れたまゝ、文化の流れと共に變遷し  
て、今日見るやうに、一方では傳統の  
和服があり、他方には歐米を模倣しな  
があつて、その間に歸する處がなく、難  
文字通り亂脈らんひきに流れてゐました。殊に  
の洋装に至つては、勤もすれば自慢  
い模倣に走り、國民衣服としての自主  
缺いてゐて、國民の容儀上は勿論のこと

して研究を進めて外すべし。この研究は  
面廣く國民の協力を求めることが適切  
ありますので、被服協會と大日本國民民  
協會の兩團體を煩はして、試案の懸賞競  
争を行ふ等、研究には萬全の方途を講ずま  
た。その結果、考案についての方針が定めら  
れ、「先づ婦人の服裝の基準である日常着  
を中心に考案すること」になり、次ぎのや  
な要點に準據して考案されました。

と

大東亜はいふに及ばず、世界の指導者である日本の婦人の服として自主性のある優れた衣服を創造してゆくことは當然のことだ、構想の根本をこゝに置いたのです。

二、質實簡潔にして、容儀を正しくし、眞の女性美を發揮させること

戦時下の今日、輕佻浮華を避け、容儀を整へて眞の日本婦人としての美を発揚する必要はこゝに改めていふまでもあります。

三、民族精神の要諦に據じ婦人の保健上、最善のものとすること

日本民族をより擴大にせねばならぬ必要が今日ほど痛感されることはありません。母たる人、母なるべき人々の健康はまことに大事で、今までの衣服の缺陷は一刻も等閑を許されないところです。

四、婦人の活動能率の増進上、最適のものとすること

婦人の日々の生活は、國民貢労の線に沿つて或ひはまだ國土防衛の分野において

不、空閑としてあることは許されませ

んこれら活動に即應する機能の工夫はまた當然のことといふべきです。

五、現下の紡織事情に鑑み退職衣類の活用、衣料の節約等、經濟上、最適のもの

わが國の衣料原料は、紡織難を除いて今までその殆んどを海外に依存してゐま

したが、輸入の杜絶と軍需の激増、更に大東亜共榮圈内への負擔の加重は、羊毛、棉花等の資源を確保しない限り、當

分の間は今日以降に忍ばねばならぬ實狀

で、衣料節約を實施した所以もまたこ

こにあるのですから、私達は先づ手持ち

古着の更生と活用を圖り、新たな消費は、

出來るだけ避けて必要な最少限度に止むべきです。

六、婦人の生活に即應させ、自家裁縫主義

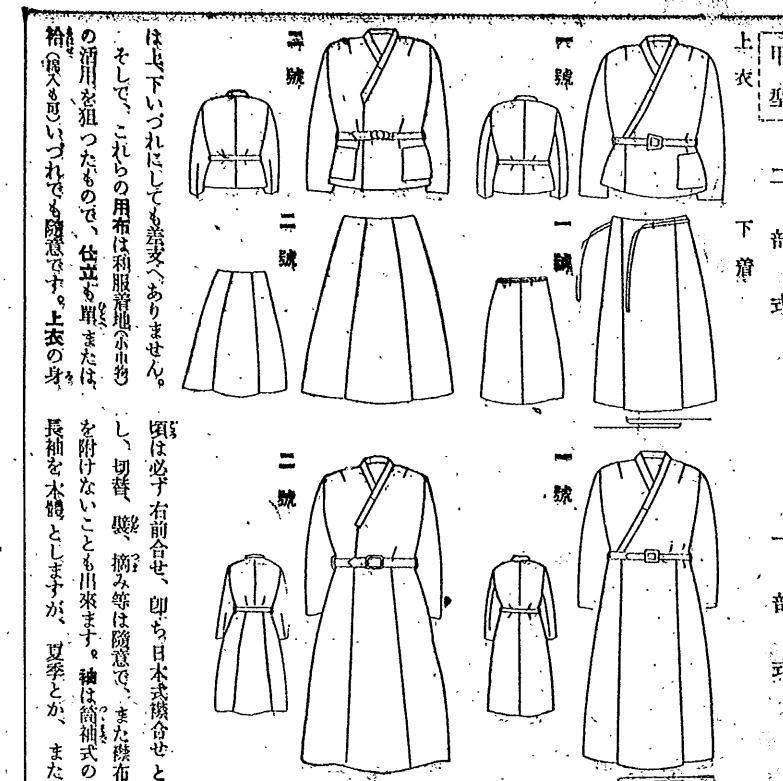
は右のほか氣候、風土、或ひは住居との

適應についてももちろん考慮されてゐます。が、これらの原則に基いて考案さ

れた型式がこの原則に反しない限り、部分的な應用工夫を認め、また地色合柄等も、日本的なものである限り

隨意とされており、婦人服の場合しかるものに対することは至難であり、また衣服も日常着に關する限り、「一定の制服的ないいのあるもの」としてゐます。『婦人國民服』としては『婦人標準服』といふ所以も

これに於けることは至難であり、また衣服も日常着に關する限り、「一定の制服的ないいのあるもの」としてゐます。『婦人國民服』としては『婦人標準服』といふ所以も



## インド洋作戦と潜水艦

大本營海軍報道部

奔してゐた。したがつて、同島を皇軍に制壓された今日、イギリスは、インド

防衛の外郭を失ふことになり、少くともベンガル灣の死命は、わが手に制せられたといつてよい。

五千浬をへだたるインド洋へ、東はこれまで五千浬のアメリカ西海岸へ、實に東西一万浬、南は赤道を越えてはる

か南温帶圖へと伸び、渺茫たる大戰域を形成するに至つたが、われくが瞬時も忘れてはならぬのは、わが精銳無比の陸軍監は、かかる大侮滅つてゐる

上に進み、大刀で左の腰帯を切ると、刀を抜いて、刀身を右の腰帯に刺す。ところに神出鬼没、端倪すべからざる作戦を遂行して敵に無限の壓力と脅威

卷之三

方はもちろん隨意です。また下着の組合せは、甲型と同様に肌着、腹巻、下穿き、中穿き、胴着、中着の順序となつてゐますが、特に從來の裾の缺點を補ふため、中穿きが若者案

The diagram shows the '活動衣' (Activity Uniform) in two parts: the '上衣' (jacket) on the left and the '下衣' (trousers) on the right. The jacket is a long-sleeved garment with a belt and a stand-up collar. The trousers are light-colored with a belt and two pockets on the front. A legend at the top right identifies the components: '活動衣' (Activity Uniform) is shown with a box around the jacket and trousers; '上衣' (jacket) is shown with a box around the jacket; and '下衣' (trousers) is shown with a box around the trousers.

多年要望されてゐた婦人服改善の問題も、この標準型の決定によつて大體の解決

をみたことは、邦家のためまことに驕りが  
に堪へません。國民、特に婦人の皆さんは、  
は、「衣」の生活に正しい認識を持たれて、  
少しも豪奢な衣服などござりません。

これが機会に衣服文化の向上を展開に十分な準備を整へ、やがて名質とともに世界の水準を抜く獨自にして優れた衣服文化が創造されますやう希つてやみません。

卷之三

卷之三

卷之三

大本營海軍報道部  
を與へてゐることである。

インド洋作戦にしても、わが勇猛なる潜水艦は、早くからマラッカ海峡へ越えて、晝夜の別なく敵影を索めて炮

横の活躍をつとめ、敵海上交通に深刻な打撃を與へてゐたが、すでに三月六日までに

▼コロンボ方面||武裝商船二隻(六千  
百トノ)、油槽船二隻(二万トノ)

千トン)、油槽船一隻(七千トン)  
▼ラングーン方面=武装商船一隻(一千九百トン)、貨物船一隻(五千トン)

といふ戦果をあげ、イギリスのイングランドから濠洲方面への救援線を遮断し、

卷之三

一回 大東亜戦争勃發以來 西へ  
と迫ひやられた援蔵ルートは、昨冬來る  
インドのカルカッタを入口として、埠  
地に通じてゐる新らしいルートによら  
うとしてゐたが、この最後の援蔵ルー  
トも、わが潜水艦のインド洋における  
活躍によつて無力化することになつた。

1

卷之三

卷之三

# ANSWERING YOUR QUESTIONS

とを銘記しなければな  
大洋狭しと活躍

一、南東亞洲戰爭勃發以來　西へ  
と迫ひやられた接蔵ルートは、昨冬來る  
うとしてゐたが、この最後の接蔵ルー  
トも、わが潜水艦のインド洋における  
活躍によつて無力化することになつた。  
  
かくて、ドイツ、イタリアの地中海  
及び大西洋方面における海上作戦が次  
第にその戦果をあげ、これと相應應  
してわが海軍がインド洋に作戦しつゝ  
あることは、イギリスの反撃態勢を  
機捲するとともに、イギリス本國とイ  
ンド、濠洲との交通線を封斷すること  
になり、イギリスに重大な脅威を與へ  
る結果となるのである。

前世界大戦において、イギリスがどこの兵力で、ドイツと戦つてゐたかといへば、それはインドの援軍百二十万台に主として頼つてゐたのである。印度のイラク、イラクの戦線にしても、北アラビアの戦線にしてもインド兵の勤員によつてゐるが、物資においてもインドに負ふところ多いことは今さらいおまでもない。ところで、この人的物的物資源は、インド洋の制海権によつて確保してゐるのである。したがつて、インド洋の制海権を失ふことは、「寶庫」インドを失ふことであり、インドを失ふことは、イギリス本國の致命傷を意味するのである。

しかも、今やインド洋の制海権は、わが作戦の前に深刻な脅威を受けつゝあるのだ。インド洋作戦が、大東亜戦争全局の上に、如何に重大な意義をもつものであるかは、かゝる點からして

もはつきり理解できるが、これを同時に、この作戦に偉大なる貢献をし、てゐるのは、わが潜水艦が困苦缺乏に耐へ、灼熱と闘ひながらの活躍であることを銘記しなければならぬ。

十一月八日　わが特殊潜航艇は、警戒嚴重をきはある真珠灣内に決死突入し、航空部隊の猛攻と呼應して、敵主力艦を重撃。或ひは單獨夜襲を決行して少くとも戦艦アリゾナ型一隻を撲滅したほか、大なる爆弾を擲げ、敵を驚嘆せしめた。

十二月九日　マニラ湾で、アメリカ軍用船（二万五千トン）を撃破

十二月十日

九日在後、イギリス主力艦ブリンス・オブ・ウェールズ及びレバ尔斯兩艦が、シンガポールを出港、北上せるを發見。航空部隊と協力搜索をつゝけ、十日朝再び確認、直ちに航空部隊へ通報し、イギリス東洋艦隊主導撃滅の因をなす。

十二月十日及び十四日　南方海上において、それ／＼大型敵船各一隻を撃沈。

十二月二十五日　わが潜水艦はアメリカ本土沿岸並び

にハワイ方面に作戦し、敵海上交通に深刻な打撃を與へつゝあつたが、三十五日までに駆逐船三隻（三万トン）、護衛船三隻（三万トン）、損傷船一隻七万トン）の大船五隻（約四万トン）

▼十一月三十日

ハワイ島、マウイ島、カウアイ島等に砲撃を加へ、多大の損害を與ふ。

▼十一月八日

ジョンストン島西南方洋上でアメリカ水上機母艦ラングレーを撃沈。

▼十一月十二日

ハワイ西南方洋上で、アメリカ航空母艦レキシントン型一隻を雷撃、沈没は現認できなかつたが、満没中二回に亘る大爆発を聽音せるをもつて、沈没確実と認める。

▼十一月十五日

關東方面に出動中の潜水艇は、十五日までに敵船四隻（二万七千トン）を撃沈。

▼一月二十二日

スマトラ、ジャワ方面に活躍（二十二）

日本までに敵船三百隻(八万八千トン)を  
撃沈。

▼三月五日  
　　シナダア海方面で、敵大型駆逐艦一隻を撃沈。

▼三月二十四日  
　　アメリカ本土カラフォルニア州沿岸で  
の軍事施設を砲撃し、大なる戦果をも  
ぐ。

▼三月八日  
　　三月一日より八日までに、水上艦艇、  
航空部隊と協力して、ジャヴァ島周邊海  
上並びにインド洋に脱出または救援企  
圖中の敵船五十二隻(二十一万トン)を  
撃沈破壊、その殆んど全部を覆滅す。  
▼三月十六日

　　オンド及びビルマ沿岸方面に作戦  
し、前掲の通り敵武装船、油槽船十一  
隻を撃沈。

米本土に深刻な打撃

## 米本土に深刻な打撃

十一月八日　わが特殊潜航艇は、警戒嚴重をきはある真珠灣内に決死突入し、航空部隊の猛攻と呼應して、敵主力艦を重撃。或ひは單獨夜襲を決行して少くとも戦艦アリゾナ型一隻を撲滅したほか、大なる爆弾を擲げ、敵を驚嘆せしめた。

十二月九日　マニラ湾で、アメリカ軍用船（二万五千トン）を撃破

十二月十日

九日在後、イギリス主力艦ブリンス・オブ・ウェールズ及びレバ尔斯兩艦が、シンガポールを出港、北上せるを發見。航空部隊と協力搜索をつゝけ、十日朝再び確認、直ちに航空部隊へ通報し、イギリス東洋艦隊主導撃滅の因をなす。

十二月十日及び十四日　南方海上において、それ／＼大型敵船各一隻を撃沈。

十二月二十五日　わが潜水艦はアメリカ本土沿岸並び

にハワイ方面に作戦し、敵海上交通に深刻な打撃を與へつゝあつたが、三十五日までに駆逐船三隻（三万トン）、護衛船三隻（三万トン）、損傷船一隻七万トン）の大船五隻（約四万トン）

▼十一月三十日

ハワイ島、マウイ島、カウアイ島等に砲撃を加へ、多大の損害を與ふ。

▼十一月八日

ジョンストン島西南方洋上でアメリカ水上機母艦ラングレーを撃沈。

▼十一月十二日

ハワイ西方洋上で、アメリカ航空母艦レキシントン型一隻を雷撃、沈没は現認できなかつたが、満没中二回に亘る大爆発を聽音せるをもつて、沈没確実と認める。

▼十一月十五日

蘭印方面に出動中の潜水艇は、十五日までに敵船四隻（二万七千トン）を撃沈。

▼一月二十二日

スマトラ、ジャワ方面に活躍（二十二）

日本までに敵船三百隻(八万八千トン)を  
撃沈。

▼三月五日  
　　シナダア海方面で、敵大型駆逐艦一隻を撃沈。

▼三月二十四日  
　　アメリカ本土カラフォルニア州沿岸で  
の軍事施設を砲撃し、大なる戦果をも  
ぐ。

▼三月八日  
　　三月一日より八日までに、水上艦艇、  
航空部隊と協力して、ジャヴァ島周邊海  
上並びにインド洋に脱出または救援企  
圖中の敵船五十二隻(二十一万トン)を  
撃沈破壊、その殆んど全部を覆滅す。  
▼三月十六日

　　オンド及びビルマ沿岸方面に作戦  
し、前掲の通り敵武装船、油槽船十一  
隻を撃沈。

米本土に深刻な打撃

てゐるが、イシド洋における潜水艦の活躍がイギリスの心臓を寒からしめてゐると同様に、太平洋における潜水艦の活躍は、アメリカ本土を戦慄せしめてゐる。」  
新任アメリカ太平洋艦隊司令官ニミツは、わが潜水艦の猛威に、早くも匙を投げた形で

だが陸軍長官スチムソンも、すでに  
表明してゐるやうに、『西南太平洋方  
面の戦場に米増援軍を派遣することは  
容易でない』のである。

は、眞に國家の運命を賭する秋だ」と  
自らを慰め、「堅忍不拔」「質實剛健」の  
逞しい魂と見敵必滅の術力を養つて  
來た。

しかも、つひにその秋は來たのだ。  
この訓練、この信念が、どうして大戦  
果となつて現はれずに終らう。

『日本潜水艦の活動によつて、西岸諸都市は砲撃の危険にさらされるに至つた。だがこの廣い大海において、その攻撃を豫知することはたうてい出來ない』だ。

『と言ひ、陸軍參謀長マーシャルは上院で

『米沿岸における敵國潜水艦の活躍は、次いで来るべき米本國に對する進撃を示唆するものだ。米本土を激戦の舞臺としないためには國外における軍隊の活動を促進しなければならぬ』

好餌となるだけである。  
かくてわが潜水艦は、廣袤、一億七千  
平方キロの太平洋はおろか、インド  
洋にまで出動、海上に浮ぶ敵艦船は一  
隻たりとも撃滅せんばやまぬ必殺の  
意氣も高く、無限の餘力を擁して活躍  
をつづけてゐるのである。

ところで、わが潜水艦は、日露戦争  
後發達したもので、三十餘年間といふ  
もの、たゞ一度も實戦に恵まれず、苦  
しい起居と命がけの猛訓練は、眞に言  
語に絶するものであるが、潜水艦乗  
組の勇士達は「われく」が出動するの

第二十四回、第二十五回、第三十六回分の の教學局選獎圖書を紹介致します。
書名　著編譯者　さき　定價　發行所
宮座の研究　隨後和男　A五・六〇　弘文堂書店
關學事始　杉田玄白　B六・一〇　藝榮書店
體の意義と創造　小畠次郎　A五・四〇　歐芳書局
茶味　奥田正造　A六・一〇　光成館書店
工藝　柳宗悅　B六・一〇　創元社
國語學原論　時技誠記　A五・四〇　岩波書店
滿洲近代史　矢野仁一　A五・四〇　弘文堂書店
滿洲日本の探究　伊良良　B六・二〇　創元社

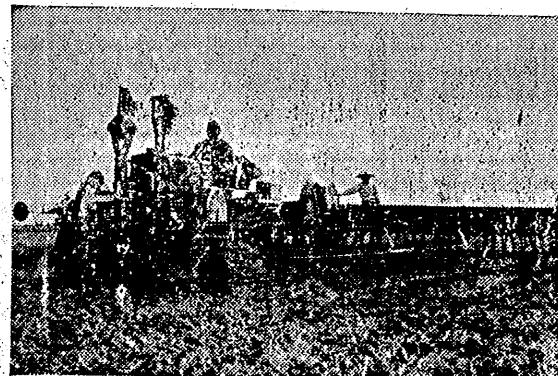
## 滿洲開拓農場法

## 制定の眼目

満洲の開拓政策は、日滿兩國の一體的最重要國策として、東亞新秩序建設のための道義的新大陸政策の據點を培養<sup>はぐくよう</sup>し確立<sup>かつりつ</sup>することを自途<sup>じと</sup>とし、特に日本内地人開拓農民を中核<sup>ちゅうかく</sup>として、各種の開拓民並びに原住民等の調和<sup>しゅうわ</sup>を図り、日滿不可分關係の強化<sup>きょうか</sup>、民族協和の達成<sup>たつせい</sup>、國防力の増強及び産業の振興<sup>しんくん</sup>を期<sup>こころ</sup>する。

しかねて農村の更生發展に資することを目的としてをりますが、さきに開拓團法と開拓協同組合法が實施され、今やさらに開拓農場法が施行されることになり、滿洲開拓の基礎はいよいよ確立ないものとなつたといふことがあります。

10



を達成し、大東亜共榮圏を確立するためには、徒らに南方にだけ眼を奪はれることなく、わが大陸政策の據點である滿洲國の育成強化を忘れてはなりません。滿洲開拓事業は、日滿一體不可分の原動力、推進力であり、日滿を一體とする富饒増産の見地からも、極めて重要な問題です。われくは先づ滿洲開拓に全力を注がねばなりません。滿洲開拓事業も第一期五ヶ年計畫を終へ、本年度から第二期五ヶ年計畫の實行に入り、開拓農場法も四月一日から施行されました。この法律は滿洲國の法律ではありませんが、内容は内地人の開拓農民を対象とした重要な意義を持つ法律ですから、簡単に説明することにいたします。

教學局選獎圖書

教學局選獎圖書



は開拓協同組合の区域内で、開拓農場

現を自指してゐるのです。そこで農業

とは断じて許さず、従つて開拓農家が

を所有し、その經營によつて獨立の生

活を営む日本内地人開拓民の親族團

正當の事由がないにもかゝらず、

計を營む日本内地人開拓民の親族團

合の區域内で世帯を同じくする親族に限ら

引續して二年以上農場の經營耕作をしない

體、つまり開拓地で開拓農場の經營耕

作によつて世帯を張つてゐる家人人達

ときは、開拓園または開拓協同組合は強制

作をいふのであり、この開拓農家に

れてありますと共に、家長たる地位を承

け継ぐべき者も、原則として農家でなけ

ば、一家を代表する家長すなはち主人

ればその資格がないものとしてをりま

す。

公がをり、農家の一切の切盛りをする

その他の事柄については、できるだ

け継ぐべき者も、原則として農家でなけ

ことは、内地の家の長と何ら變りませ

け日本の家族制度と一致利を期して

ればその資格がないものとしてをりま

ん。

第二は、農家を強固な組織體とし

た點であります。開拓農民は、その地

位や使命から者へましても家族生活を

す。

強固なものとし、家長を中心として、

やうにすることが必要であります。

も家督相続の例によることとするほ

農業經營は元より全生活において家族

が扶養、教育、嫁資の分與といふや

うな事柄は、皆だいたい内地の家と異

全體が眞に一心同體の實を擧げてゆく

るところがないのです。

業労働者として苦力等の使用が許され

これこそ日本古來の醇風美俗である家

け日本の家族制度と一致利を期して

け日本の家族制度と一致利を期して

族制度の姿であります。

おり、家長の地位の承繼順位について

たり、家族の地位の承繼順位について

開拓農家は家長を中心として家族一

身の地位の承繼順位について

たり、家族の地位の承繼順位について

體となり、このやうな生活共同體の觀

求めてをります。いはゆる羽織百姓な

體となり、このやうな生活共同體の觀

求めてをります。いはゆる羽織百姓な

いのであります。たゞ、このやうな一

めさせることが出来、また家長の承

一般的土地は、開拓農場法の対象となら

ぬ人がない場合には、適當な者を選任

は組合の處分に不服な場合には、異

ず、特別の保護制約を受けないことは

議の申立や訴訟等救済の途も定めら

當然です。

するところが出来ます。分家するときに

は組合の許可を要すると

最後に、農家または農場に對する

は手落ちなく考慮が拂はれてをります。

團または組合の統制力の強化並び

に協同精神を植ゑつけることですが、

は組合の處分に不服な場合には、異

開拓農民が各民族の中核として、その

強制管理をしたり、その他農

使命の達成を期すためには一致團結し、

は組合の處分に不服な場合には、異

て強固な組織をもつてをらねばなりま

し、まだ必要あるときは農場の

せん。

は組合の處分に不服な場合には、異

農場法は、團や組合が農地分譲に

し、まだ必要あるときは農場の

際し、神社用地、公用利用地

は組合が専斷的に何でも出來

地を團有地または組合有地として持つて

るといふのではなく、このやう

おり、これを農家に利用させることで、

な場合には、團または組合は法

はつきり協同精神を植ゑつけることを

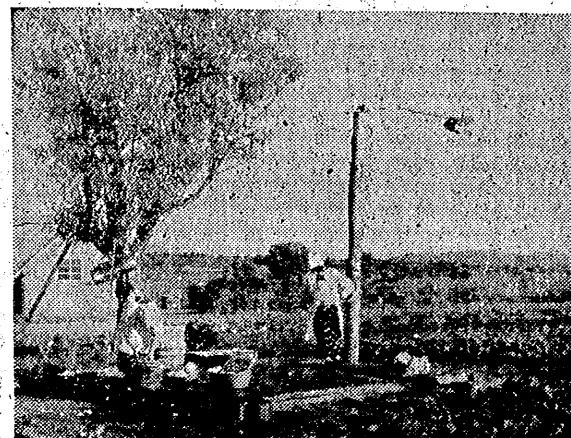
院すなはち裁判所の認可を受け

考へてゐます。

ねばならぬ場合もあり、また興

農部大臣の許可を要する場合も

あり、他商開拓農民は團また



25





領域とを僅か六分の一率方哩篩にすぎないが、世界各地のカトリック教徒三億三千万乃至七千五百万の者しく仰々總本山となつており、ためにヴァティカン市國法王廳の道義的影響は廣大なものである。因みにローマ・カトリック教徒の世界分布狀態は、ヨーロッパに二億二千万、南米に六千一千万、北米に四千万、アジアに七百万、アフリカに二百万、大洋洲に百五十万と數へられてゐる。

によりイタリアとの間に完全な諒解が成立し、こゝにヴァティカン市は法王の完全な世俗的支配権の下に一獨立國を形成するに至つた。

さにおいても、人口においても世界最小の國の一つとなつてゐるが、その内部にサシビエトロ大聖堂やヴァティカン宮殿のやうな極めて優秀な建物があり、内部に所蔵されてゐる有名な美術品はルネッサンスの精華とたゞへられてゐる。また、圖書館には五万を越える古文書、六千の初期版活版費、七十万の圖書が收められ、最も貴重な學術書が蒐集されており、そのほか世界最大と稱せられる古美術蒐集の博物美術館

ローマ法王は、前世紀の後半に至るまで多少の中断期は生じだが、約一千五百年を通じ、中央イタリアの約一万六千平方哩の土地に對する世俗的支配權をもつてゐた。例へば、一八五九年當時の領域は一万七千二百餘平方哩でその人口も三百十二万を超過してゐたが、イタリア統一と同時に、それらの領域は殆んどすべてイタリア國王の治下に入り、一九二九年のラテラン條約

ヴァティカン市國は、ローマ市内に、  
域は百九エーカー弱(約六分の一平方哩)  
人口は一千餘名、その八割五分までが  
イタリア系の人々で、スイス人は一割  
二分となつてをり外人系の首位を占め  
てゐるが、それはヴァティカン親衛軍  
の役割をスイス人が果してゐるためだ  
他ならない。

文觀測所、放送局が先駆されてゐる。  
また、有名なオッゼルヴァトレス、ロマ  
ノ紙は、一八六〇年創始の法王廟の機  
關誌である。

本邦館が、イタリア人アーリニアノ師のすゝめによつて、法王廳に派遣されたのに始まり、一六二五年（後水尾天皇の御代、第廿二代秀忠將軍の頃）に支那官常長が奥州伊達家の使節として派遣され、本邦と法王廳間の關係は相當緊密化されたが、その後、本邦のキリスト教布教禁止のため、一時交渉が杜絶するに至つた。

去る一九三一年（昭和十二年）、わが國より公使派遣の議が擧頭したが、當時佛教徒の反対とヴァンディカン市が未だ國家としての地位を認められてゐなかつたため、沙汰やみとなつた。

また、法王廳からは、一九一九年に第一回使節として、現在大僧正であり、同廳布教長官であるビオンディ師が本邦へ派遣されて一九二一年まで駐在、米國で排日運動が勃発した際、同師は

レラ師が、法王顧使  
館として東京に駐在  
されてゐる。

現今の法王廳に對  
しては、獨伊佛を始  
めスペイン、ポルト  
ガル、ボーランド、  
アルゼンティノ、チ  
リ、ペルー、ボリビ  
ア、ブラジル、ニカ  
ラグ、等の十四箇國  
が大使を、またアイ  
レ、ハサガリー等の  
十七箇國が公使を派  
遣してより、米國は  
特派大使を、英國は  
特派公使をそれく  
派遣してゐる。

# 民演劇受賞作品決定

情報局は戰爭遂行下における演劇の擔當力へきに鑑み、これを向上刷新せしめて貢の國民情

31

## 露光量違いにより重複撮影

アシア・パシフィック・マーケティング・カンパニー  
Asia Pacific Marketing Company

### 塔風通



報

経済事犯に

は厳罰主

義で臨むと

當局は言明したが、蘭領や

種差不足は依然として根絶

しない現状である。これら

の悪徳商人は罰金刑、らる

では改悛するものではな

い。罰金は脅威の上での犯

罪が多いのであるとすれ

ば、罰金刑に併科を併科

し、また営業停止とか販賣

停止等の行政處分を断行す

べきと思ふ。

（小田原 岳井生）

に、また或る場合には懲役

刑に處し、さらに必要な場

に情狀によつてはこれも併

科できることになりました。

この罪は今まで暴利行為等

に該当する場合は、國家總動員法で

は立法の當初から、また輸

出品等に関する臨時措置

に関する法律では第七十六

帝國議會の改正で定められ

たことは、國家總動員法で

または罰金百圓以下に處し

てゐます。

この罰金と懲役を併科す

ることとは、國家總動員法で

または罰金百圓以下に處し

てゐます。

この罰は今まで暴利行為等

に該当する場合は、國家總動員法で

または罰金百圓以下に處し

てゐます。

この罰は

## 露光量違いにより重複撮影

經濟事犯  
體刑

13

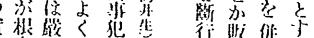
に、また或る場合には懲役  
刑に處し、さらに必要な場  
合には、この兩者を併科し

間以下の罰金に處し、さら  
に情狀によつてはこれも併  
科せらるゝ事ありまへ。

週

報

32

塔風通  
  
當局は説明したが、閻値  
秤量不足は依然として根柢  
の悪徳商人は罰金刑から  
では改悛するものではな  
い。罰金は賛悟の上での懲  
罪が多いのであるとす  
ば、罰金刑に懲刑を併用さ  
し、また營業停止とか販賣  
停止等の行政處分を断行す  
べきと思ふ。  
(小田原 周昇生)

に、また或る場合には懲役または罰金と併科されることは、國家總動員法では立法の當初から、また輸出入品等に関する臨時措置に関する法律では第七十六帝國議會の改正で定められてゐます。

この罰金と懲役を併科することは、國家總動員法では立法の當初から、また輸出入品等に関する臨時措置に関する法律では第七十六帝國議會の改正で定められ、經濟事犯の大數の場合、情狀に因つては罰金と懲役とを併科できるやうになつたのです。この規定で今日まで惡質なものには相當多數に罰金と懲役とが併科されて來ました。

なほ、戰時における業者の不正利益を目的とする生活必需品の賣惜みと買古は、去る第七十九帝國議會で新たに制定された戰時刑事特別法第十五條によつて五年以下の懲役または一萬

問以下の罰金に處し、さもなく  
に精狀によつてはこれも医  
科できることになりました。  
この罪は今まで暴利行為等  
取締規則によつて懲役三月  
または罰金百圓以下に處し、  
得るに過ぎなかつたのであ  
す。

こんなわけで罰金と競合後  
とは、今日すでに相當に多  
敷併科してゐますが、經濟  
事犯は檢舉、處罰だけでは  
完全に防遏できません。も  
ちろん違質犯の檢舉は手は  
緩めませんが、皆さんも統  
制法令の遵守に努め、統制  
經濟の完遂に協力して いた  
だきたいのです。

なほ、違反者に對する營  
業停止または販賣停止等の  
行政處分は、立法論として  
は頗るに値ひするものです  
が、今日のわが國の法制上  
まだ認められてゐません。

輯 編 局 報 情

# 報道

四十五日 號

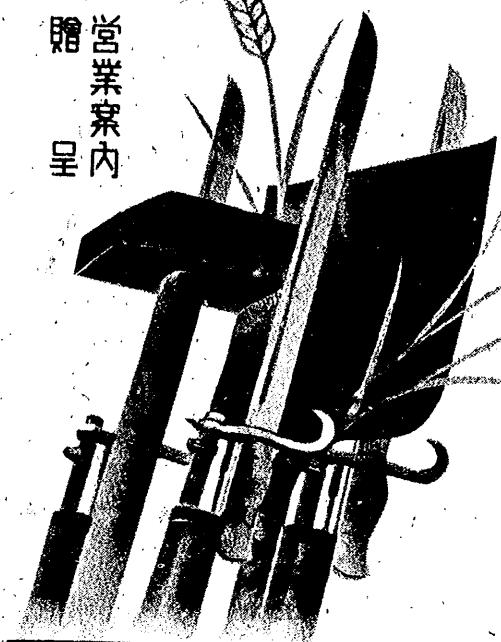
總選舉について  
（警察の立場から）  
護憲 れ 皇 國 少 年  
インド洋作戦の新展開

大東亜築く力だ、この一票  
空地地區制度について  
大日本體育會の成立  
大東亜戦下、蠶業の使命

288號

週報は翼賛し道の民翼賛は報週

# 國防産業を護る



贈呈 営業案内

投資信託  
はじめてできた  
合理的貯蓄法！

## 野村證券

内閣印刷局印刷發行

五錢

（判[A5]格規定國はさき大の書本）